

## 居住地国等の届出書の提出について

**平成29年1月1日**より、

当行で新しく口座開設などのお取引を行うお客様の

**居住地国** の届出書を提出して頂くことになりました。

何卒、本法令の趣旨等をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 《 制度の背景について 》

近年、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、各国の税務当局は、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに情報提供することとなりました。

### 《 実特法の制度概要 》

平成27年度税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(、以下「実特法」という)を改正し、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設等を行うお客様は、当該金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となります。

当該金融機関等は、平成30年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

### 《 届出書の提出を要する場合の概要 》

#### ○ 平成29年1月1日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合

新たに口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。

※ 居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

#### ○ 平成28年12月31日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合

既に口座開設等をしている場合でも、確認のため金融機関から氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(任意届出書)の提出を求められる場合があります。

※ 居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

## 《 届出書の種類 》

新規届出書	
提出者	平成29年1月1日以後に金融機関等に新たに口座開設等を行う者。
提出時期	口座開設等を行う際
記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地。</li><li>・居住地国及び居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号。</li><li>・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等。</li></ul>

異動届出書	
提出者	新規届出書、任意届出書。異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があった者。
提出時期	居住地国に異動が生じることとなった日から3月を経過する日まで。
記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・異動後の居住地国等。</li><li>・以前提出した届出書に記載した居住地国。</li><li>・上記の新規届出書の記載事項。</li></ul>

※ 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。  
(その場合、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。)

### 《ご協力いただけない場合の取扱い》

実特法においては、口座開設等を行うお客様には届出書の提出が義務付けられており、義務違反の場合にはお客様が罰則の対象となるため、届出書のご提出をいただけない場合は、口座を開設いただくことができません。

詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。